

令和6年12月20日  
財 務 省

**国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果  
について**

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令案について、令和6年10月31日から同年11月29日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して124件の御意見を頂きましたので、お寄せいただいた御意見を適宜要約、集約及び整理した上で、御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめました。なお、パブリック・コメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方を公表させていただいておりますので御了承ください。

また、本件につきましては、パブリック・コメントに付した案に、別紙の御意見を踏まえた修正のほか、所要の技術的な修正を行った上で制定することとしましたので、お知らせいたします。

問合せ先  
財務省主計局給与共済課給与第5係  
電話：03-3581-4111（内線 6368）

No.	該当条文等	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2項及び第3項について、旅行命令簿等は職員ごとに作成することとされているが、旅行の行程が同一である場合などはまとめて旅行命令簿等を作成しても問題ないのではないか。</li> <li>・ 旅行命令簿等の様式が廃止されたが、引き続き記載事項又は記録事項が多岐に渡っているところ、旅行命令簿等の具体例は示されるのか。</li> </ul>	<p>今般の旅費制度の見直しにおいて、デジタル化の進展等を踏まえ、事務処理の簡素化を図る観点等から、旅行命令簿等の様式を廃止することとし、必要な情報を記載事項又は記録事項として定めております。</p> <p>旅行命令簿等については、第6条は職員ごとに必要な情報を記載又は記録することを求めているものであって、その他の形式等について、制度上の制限はありません。</p> <p>また、旅行命令簿等の具体例を示すことは考えておりませんが、第6条で定める範囲において、改正前の国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）で定めていた従来の様式を使用することは差し支えありません。</p>
2	第13条	<p>宿泊税は、宿泊費として支給可能か。</p>	<p>宿泊税は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「令」という。）第9条に規定する「宿泊に要する費用」と解されるため、宿泊費として支給可能となっています。</p>
3	第13条	<p>第2項及び第3項の「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索」の具体的な内容如何。</p>	<p>当該規定の具体的な解釈については、「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について」（昭和27年4月15日付蔵計第922号）に相当するものとして新たに定めるもの（以下「運用方針」という。）で規定することを予定しております。</p>
4	第14条	<p>第2項について、宿泊費に夕朝食代相当額が含まれているかの確認方法如何。</p>	<p>宿泊費の請求時、夕朝食代相当額が含まれているかを判別するための資料（夕食及び朝食の有無が記載された予約画面のスクリーンショット等）を添付することなどが考えられます。</p> <p>なお、宿泊料金に含まれる夕朝食代相当額が明確である場合は、その金額を控除して宿泊費を支給することとなるため、第2項の調整は発生しません。</p>

5	第 17 条	渡航雑費に係る支給対象、支給上限等の詳細如何。	<p>渡航雑費については様々な費用が想定されることから、個々の旅行の実情に応じて、その必要性を判断することとしております。</p> <p>なお、第 2 項の「主計局長が定める費用」については、運用方針で規定することを予定しております。</p>
6	第 27 条	自家用車など、職員によって通勤方法は様々な中で、通勤手当等と旅費の調整はどのように行うのか。	<p>第 27 条は、通勤手当等の区間が旅行の経路に含まれる場合は、二重支給を防止する観点から、重複する区間に係る旅費を支給しないこととする規定です。</p> <p>御指摘のとおり通勤方法は職員により様々であることは承知しておりますが、同条の減額については、同条の趣旨に照らし、個々の旅行の実情に応じて旅行命令権者において適切に判断されることとなります。</p>
7	第 29 条	第 1 項について、自宅から用務地へ直接出張する場合においても、同項で定める比較は必要となるのか。	<p>第 1 項は、私的な滞在地（例えば、両親の介護のために休日滞在する実家等）から直接出張する場合において、「在勤官署等」（在勤官署、出張先等の公務を行う上でその地への滞在が予見される場所）から出張した場合と比較し、安価な方の旅費を支給する主旨の規定になります。</p> <p>この場合において、常時在宅勤務を行っている職員が出張するときなど、旅行命令権者がその職員の自宅を旅行の出発地として認めた場合には、当該自宅は「在勤官署等」に含まれることとなり、同条第 1 項の比較は必要ないこととなります。</p>
8	別表第 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨今の物価高騰や円安を鑑みると、特定の地域の宿泊費基準額が低すぎるのではないか。</li> <li>・ 宿泊費基準額の算定根拠如何。</li> </ul>	<p>宿泊費基準額は、都道府県や海外の都市毎に、実際のビジネス客の宿泊先、宿泊費、泊数等の実績データに基づいて算出しており、適当であると考えております。</p> <p>また、宿泊費基準額内での宿泊が困難な場合であっても、規程第 2 項及び第 3 項に該当するときは、旅行者が実際に宿泊に</p>

			要した費用を支給することを可能としております。
9	別表第2	都道府県や海外都市ごとに宿泊費基準額を定めるのは非効率的であり、職員の事務負担増加に繋がるのではないか。	<p>宿泊費の基準額は、都市ごとの物価や宿泊施設に係る需給状況は様々であるところ、旅行者の自己負担の防止と国費の適正な支出の確保を両立させるため、出張や赴任が相当程度見込まれる主要な行政機関が置かれている都市を基本単位としております。</p> <p>また、今般の旅費制度見直しに係る旅費システム（SEABIS）の改修等によって、職員の事務負担の軽減を図ることとしております。</p>
10	別表第2	宿泊費基準額に職階区分を設ける必要はないのではないか。	<p>今回の改正にあたり、職階区分を内国6区分、外国7区分から、どちらも3区分としており、若手職員にのみ自己負担が生じるような事態はなくなると考えております。</p> <p>他方、職階や職責の違いにより、必要とされる設備やセキュリティが異なること等から、引き続き職階区分は維持することとしております。</p>
11	別表第2	宿泊費基準額については、定期的に見直しを行うのか。	<p>宿泊費基準額については、毎年実勢価格の調査を行い、その結果を踏まえ、適切な見直しを行ってまいります。</p>
12	別表第3	宿泊手当の構成要素及び定額の算定根拠如何。	<p>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）に充てるための費用と整理しております。また、この「諸雑費」には、宿泊に伴い発生するシャツやスーツのクリーニング代等が含まれます。</p> <p>また、宿泊手当の定額については、民間企業等に係る支給実態等を調査した上で、適切な水準の金額を設定しております。</p>
13	別表第6	各添付資料について、具体的に示してほしい。	<p>旅費の請求に係る添付資料については、利用した交通機関等に応じて様々であることから、一律に示すのではなく、個々の旅行の実情に応じて各府省等において個々に判断することが適</p>

			当と考えております。
14	別表第6	鉄道賃のうち、運賃に係る請求においては、請求書への資料添付は不要ではないか。	鉄道賃のうち、運賃に係る請求においては、別表第6のとおり等級が区分された鉄道を利用した場合に限定して、資料添付を求めることとしております。
15	別表第6	外部講師等の職員以外の者に旅費を支給する場合においても、職員と同様に添付資料の提出を求めるのか。	外部講師等についても、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）に基づき旅費を支給する場合は、職員と同様の取扱いとなります。
16	その他	実費支給化による職員の負担軽減だけでなく、リモート会議及び早期予約による割引の活用等を行い、経費削減に努めるべきではないか。	<p>法第4条第2項において「電信、電話、郵便等による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合（中略）に限り、旅行命令等を発することができる」と規定し、また、法第6条において「旅費は、（中略）最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する」と規定するなど、不必要な旅費支給を防止するための措置を行っております。</p> <p>また、法第1条において、「国費の適正な支出を図ること」も、法の目的の1つとされております。</p> <p>御指摘を踏まえ、引き続き国費の適正な支出に資するよう、制度設計を検討してまいります。</p>
17	その他	定額支給から実費支給への移行に伴い、職員の事務負担が増えるのではないか。	<p>今般の旅費制度の見直しにおいて、公務上必要となる実費の弁償という旅費制度の趣旨を踏まえ、一部を除き、各旅費種目を定額支給から実費支給に改めることといたしました。</p> <p>他方、当該見直しの目的の1つとして職員の事務負担軽減を掲げているところ、旅費システム（SEABIS）の活用等により、職員の事務負担の軽減を図ることとしております。</p>
18	その他	特別急行料金に係る距離制限が廃止されたが、近距離の新幹線利用等を防	今般の旅費制度の見直しにおいて、特急列車の運行が一般化・多様化した現在では、距離により一律にその利用を制限す

		止する観点から、何らかの制限を設けるべきではないか。	<p>る合理性は失われてきていることから、距離による制限を廃止いたしました。</p> <p>そのため、特別急行料金の支給に際しては、旅行の日程等の個々の実情に応じて、旅行命令権者がその必要性を判断することが適当と考えております。</p>
19	その他	日帰り出張に係る日当の支給が廃止されたが、早朝に出発し、深夜に帰宅するような出張であれば、宿泊手当を支給すべきではないか。	<p>従来、日当は昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄う旅費とされておりましたが、</p> <p>① 昼食代は通常の勤務時でも必要となる費用であること ② これまで交通費等の証拠書類による証明が困難と想定される出張先の細かな交通費について日当による定額支給を原則とすることで支給手続の合理化を図ってきたが、現在では運賃の確認が容易となっており、運用上も交通費は全行程の実費を計算・支給していること</p> <p>から、日帰り出張に係る日当は支給しないこととし、構成要素を見直した上で、名称を「宿泊手当」に改めることといたしました。</p> <p>宿泊手当は、令第11条において「宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用」としており、宿泊を伴わない旅行においては支給できないこととしております。</p>
20	第21条 別表第3 別表第6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法三条」は、「法第三条」の誤りではないか。</li> <li>・「バグダット」は、「バグダッド」の誤りではないか。</li> <li>・第11号に規定する「掲げる資料」と第12号及び第15号に規定する「規定する資料」の違い如何。</li> </ul>	いずれも誤記のため、御指摘を踏まえて修正いたします。